尾張北部権利擁護支援センター の取組について

平成30年11月14日(水)

尾張北部権利擁護支援センター センター長 山中和彦 (社会福祉士)



尾張北部権利擁護支援センター の概況と取組

愛知県内の成年後見センター設置状況

単独・社協型

17市町



名古屋市社協



社協単独型(16市町)

広域・NPO新設型

20市町



知多地域成年後見セン ター(10市町)



尾張東部成年後見セン ター(6市町)



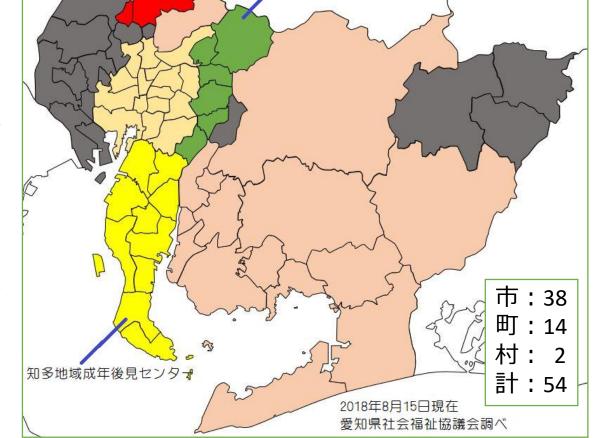
尾張北部権利擁護支援セ ンター(4市町)

未設置

17市町村



未設置(17市町村)



尾張北部権利擁護支援センター

尾張東部成年後見センター



尾張北部権利擁護支援センタ

尾張北部権利擁護支援センターの概況

タイプ:広域・NPO新設=尾張東部成年後見センターをモデル

構成市町:小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町 (県保健医療福祉圏域としては、他に、春日井市(単独設置 済)、江南市(単独設置済)、犬山市(未設置)が含まれる)

管内人口:約26万人

法人設立 : 平成30年3月12日

センター設置: 平成30年4月1日

住民向けサービス開始:平成30年7月1日

予算:平成30年度 21,600千円

職員:常勤2名(社会福祉士)

非常勤1名相当

開所日:平日のみ(市役所等と同じ)

相談受付時間:午前9時から午後5時まで

尾張北部権利擁護支援センター





小牧市ふれあいセンター(小牧市社会福祉協議会)の一部を間借り

人口・成年後見制度対象者数

	人口	6 5歳以上人口	高齢化率	介護保険認定 者数	認知症推定数
小牧市	153,289	36,239	23.6	4,369	5,436
岩倉市	48,068	11,835	24.6	1,710	1,775
大口町	23,886	5,320	22.3	587	798
扶桑町	34,621	9,081	26.2	1,275	1,362
合計	259,864	62,475	24.0	7,941	9,371

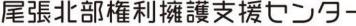
	療育手帳	精神保健福祉手 帳	推定対象者
小牧市	1,063	1,042	7,541
岩倉市	266	345	2,386
大口町	151	158	1,107
扶桑町	198	243	1,803
合計	1,678	1,788	12,837

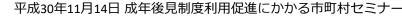
いずれも平成29年度

認知症推定数は、65歳以上人口の 15%で計算(出所:H28高齢者白 書)

推定対象者数 = 認知症推定数 + 療育 手帳 + 精神保健福祉手帳

参考:全国H28高齢化率 27.3% (H29高齢者白書)





成年後見制度の利用者数

	推定対象者 数(A)	成年後見制度利用者数 (B) [単位:人]					割合 ^[単位 : %]
	[単位:人]	後見	保佐	補助	任意後見	合計	(B)÷(A)
小牧市	7,541	1 1 3	1 0	2	3	1 2 8	1.7
岩倉市	2, 386	3 5	4	1	0	4 0	1.7
大口町	1, 107	2 0	4	2	0	2 6	2.3
扶桑町	1,803	2 2	7	3	1	3 3	1.8
合計	12,837	190	2 5	8	4	2 2 7	1.8

※推定対象者数 = 認知症推定数(高齢者数×15%) + 知的障害者(療育手帳) + 精神障害者(精神保健福祉手帳)

※成年後見制度利用者数は、名古屋家庭裁判所資料(平成29年7月12日)



尾張北部権利擁護支援センターの運営体制

気軽に法律・年金相談 等できるメリット

> 顧問弁護士 顧問社労士 顧問税理士

運営協議会について 【設置目的】

委託元である行政(4市町)が委託内容、予算、 計画策定等について協議する場。

【構成員】

- ・4市町の課長級職員 (高齢者福祉担当、障害 者福祉担当)
- · 幹事市事務局職員
- ・センター職員 【開催頻度】

年3回

特定非営利活動法人 尾張北部権利擁護支援 センター

理事会

適正運営委員会



運営協議会

小牧市・岩倉市・大口町・扶桑町

適正運営委員会について 【設置目的】

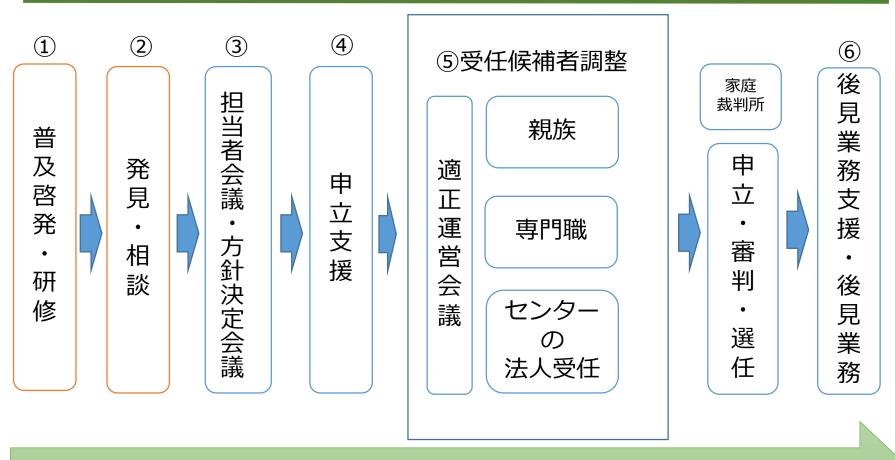
法人内部におき、多職種専門職及び行政の立場から、助言し、適正な運営を確保する。

【構成員】

- ・弁護士
- ・司法書士
- ・社会福祉士
- •精神保健福祉士
- · 社会保険労務士
- ・4市町の課長級職員
- ・センター職員 (オブザーバー)
- ・幹事市事務局 【開催頻度】
- 2か月に1回



ケースの発見から成年後見制度利用まで



成年後見制度の利用が必要な人を、確実に、適切に利用につなげる



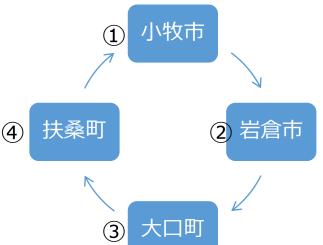
1 普及啓発・研修(人材育成)

- 1. 住民のための成年後見セミナー(講演会)
- 2. 権利擁護支援者養成研修(2日間)
- 3. 行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会
- 4. 住民のための成年後見制度研修会

その他随時研修 1時間程度の勉強会の開催 民生委員協議会、老人クラブ、地域協議会、親 の会、地域包括支援センター、障害者相談支援 センター等々要請に応じて開催

準備中 法律職と医療職と福祉職のための研修会

これらの研修会を何度も実施することで、地域の権利擁護にかかる意識が高まり、知識が深まってくる。数年間の実績のある尾張東部成年後見センターでは、センターへの相談は困難ケースが中心となりいわゆる一次相談は減ったとのこと。





尾張北部権利擁護支援センター

2 相談業務

(1) 電話相談

平日 午前9時から午後5時まで

- (2)巡回相談
 - 月1回(小牧市は第1火曜日、岩倉市は第2水曜日・・など固定)、各市町社会福祉協議会の相談室を借りて実施。
 - 1日3組、予約制(他の市町の会場も利用可)
- (3) 面談による相談(来所)

社会福祉協議会の建物(ふれあいセンター)にあることから、所在場所は 認知度が高く、予約なしに気軽に訪問されることもある。地域包括支援セ ンターなどの職員も気軽に相談に来られる。



3 担当者会議・方針決定会議への参加

対象となる方やその御家族が認知症、知的障害、精神障害で、判断能力に心配のある方の場合は、成年後見制度の利用を検討する必要があることから、必ず、権利擁護支援センターにも声をかけていただく。

- ①どこでどのような暮らしをされるのか
- ②成年後見制度を利用するか
- ③申立てを誰がするか
- ④候補者は誰が適当か

等々

現状、地域包括支援センター 等職員でも、成年後見制度の 知識・経験が足りないことも 多いと感じる。



	小牧市	岩倉市	大口町	扶桑町	合計
平成27年度	2件	1件	0件	0件	3件
平成28年度	1件	5件	0件	0件	6件
平成29年度	2件	4件	0件	0件	6件
平成30年度	10件	7件	0 件	0件	17件

※平成30年度は、4~9月(申立て準備中も含む)

町については、実績がなく課題

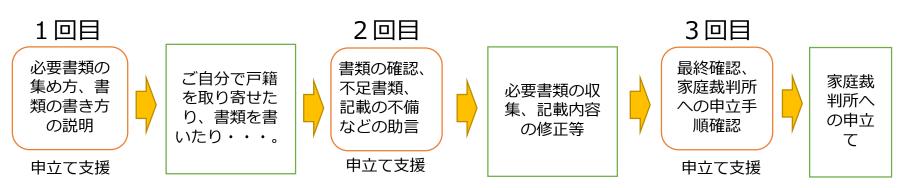


4 申立て支援

申立書類は、専門職でなく市民の方でも十分作成できますが、必要な書類や手順などを教えてもらわないと分かりにくいところがあります。

家庭裁判所にいちいち聞くのは敷居が高いので、当センターで申立書類一式 を準備、説明、相談対応しています。 2 ~ 3 回来所していただけば、提出ま でたどりつけます。

市長申立てにあたっても、市担当者、地域包括支援センター職員等とともに、情報収集、助言などお手伝いしています。





5 受任候補者調整

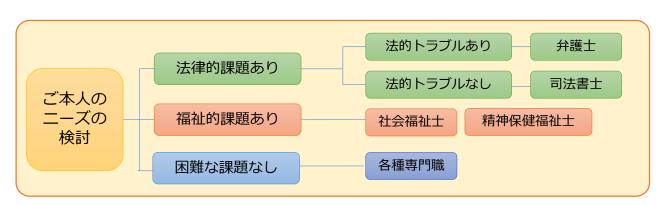
老人福祉法 (後見等に係る体制の整備等)

第32条の2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下「後見等」という。)の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (平成24年4月1日施行)

すくなくとも市長・町長申立てにあたっては、申立て書類の候補者欄に市町の 責任で候補者を推薦する必要があると考え、受任者調整をしています。

適正運営委員会でど の専門職種が適切か 審査

各専門団体に推薦依頼



※H30.12の適正運営委員会から実施



法人受任と法人受任ガイドライン

センター業務の中心は「制度利用が必要な人に確実に適切に制度利用につなげる」(コーディネート重視) こととしており、法人受任は、必要な場合に限定。

法人受任が必要なケースかどうかは、法人受任ガイドラインに沿って適正運営委員会で審査。

適正運営委員会がガイドラインに沿って審査

- 1. 福祉専門職による後見が必要な場合であること
- 2. 個人による受任が困難である場合であること
 - ① 頻回な支援が求められる場合
 - ② 支援の枠組みが不十分な場合
 - ③ 個人ではリスクが高い場合
 - ④ 報酬が見込めない場合
 - ⑤ 家族が複合的な問題を抱えている場合
 - ⑥ 緊急性が高い場合
- 3. 公的な立場であるセンターの受任がふさわしい場合であること



裏返せば、虐待ケースなど必ずこの条件に該当するケースが存在し、法人 受任でなくてはならないケースがあるので、法人受任機能は必要である



6 後見人支援

親族後見をされている方の中には、家庭裁判所に提出する書類が上手く作れない、それ以前に、金銭管理の事務が苦手という方もあります。また、本人の身上監護のためのお金の使い方について、よくわからないという方もあります。

研修を受けた社会福祉士などの専門職でも、はじめての後見人就任には不安があります。そこで、センターが最初はフォローしますよということで、受任していただけることもあります。また、施設等との話し合いの中で、初任者だというべきこともいえないので、そこに立ち会ったりしています。

法律職の後見人の方は、福祉の制度や社会資源についてよくわからないということでよく相談にこられます。



【チーム支援にむけて】成年後見制度利用前からの支援者とのチーム作りのため、顔合わせ、方針確認の場を設定。その後も、権利擁護支援センターが間に入って、検討会議などを行っている。



市町村が成年後見制度利用促進に取組む意義

成年後見制度は、権利擁護支援のツール

権利擁護概念の整理 3つの次元

平田厚(2012)『権利擁護と福祉実践活動ー概念と制度を問い直す』明石書店、第2章

国民一般の権利擁護

「判断能力があるが権利行使に障

害がある人々」(DV被害者など)

「判断能力が不十分で、自己 決定権すら保障されていない 人々」(認知症のひとなど)

これらの人への支援は、人間の尊厳に関わる支援。

憲法に規定された基本的人権の尊重(25条の生存権、13条の個人の尊重・生命権・幸福追求権等)の考えに基づく。 小賀野晶ー(2012)『民法と成年後見法』成文堂、P.198



成年後見制度は、判断能力が不十分な人の権利擁護支援のツール。 誰もが使えるような環境を整えるのは、憲法的要請に基づく公的責任

尾張北部権利擁護支援センター

成年後見制度利用の機会の確保

「民法に書いてある財産のある人のための仕組み」と考えると、利用促進が 市町村の責務とは考えにくいところがあります。しかし、

成年後見制度は、判断能力が不十分な人の権利擁護のツールだと考えると、「全国どこに暮らしていても、判断能力が不十分な人の基本的権利が守られるよう(憲法25条・13条の要請)、確実に、適切に成年後見制度が利用できる環境を整えること(利用機会の確保)が必要だと考えられる。

たとえば、

- そんな制度があるとは、知らなかったので権利侵害から守られなかった、ということがあってはならない → しっかりとした普及啓発
- お金がないからといって成年後見制度が利用できないということがあってはならない。→ 成年後見制度利用支援事業の実施は必須
- 田舎で専門職がいないから成年後見制度が利用できないということがあってはならない。 → 法人後見、市民後見人などで受任候補者を確保すること

などなど



成年後見制度利用促進法に書いてあること

地域住民の需要に 応じた利用の促進 (第11条第7号)



①地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、 ②地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び 助言、③市町村長による審判の請求の積極的な活用

地域において成年 後見人等となる人 材の確保



(第11条第8号)

①成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、②相談の実施及び助言、③ 成年後見人等に対する報酬の支払の助成

成年後見等実施機 関の活動に対する 支援



(第11条第9号)

①成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、②成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備



ほとんどの内容は、成年後見センター等を設置し委託することで、実施が可能であるし、成年後見センター等を設置することでより効果的に実施できる。



成年後見制度利用促進基本計画

<計画のポイント>

※計画対象期間:概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

- (1)利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
 - ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
 - ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討
- (2)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
 - ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う 「中核機関(センター)」の整備
- (3)不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
 - ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討 ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

利用者がメリットを 実感できる制度に



権利擁護支援の地域連携 ネットワークづくり (中核機関の設置)



不正防止



成年後見センターから中核機関へ

公の設置する 成年後見センター

知識とスキルを もった専門性

法人後見

公の設置する成年後見センターは、公的な役割も受託して担う

中核機関

専門性に加えて、 中立・公正である ことが求められる

普及啓発・人材育成 (市民後見人) チーム支援

受任調整機能

申立支援

相談業務

後見人支援

協議会事務局機能

尾張北部権利擁護支援センターは、まずは、青色部分を確実に実施し、今後、(体制強化とともに)中核機関の機能を充実させていく。

尾張北部権利擁護支援センター



介護保険と成年後見の両輪で地域づくり

介護保険等

地域支援事業

- 介護と医療の連
- 生活支援体制整 備事業
- 認知症対策事業
- 予防事業

本人の暮らし を支える 地域づくり

> 本人の 暮らし

ひとつの仕組みで重なり合えばそれに越したこ とはありませんが、難しい。それぞれのネット ワークをつくりながら少しずつ連携を深め、重 ねあっていく?

成年後見 (権利擁護)

- 法律職・福祉職 の連携
- 権利擁護支援者 の養成
- 権利擁護意識の 醸成

権利擁護支援の ための地域連携 ネットワーク

地域包括ケア システム

尾張北部権利擁護支援センタ



広域型センターをつくる場合の進め方

広域で設置することのメリット

1 スケールメリット

尾張北部権利擁護支援センターは、対象人口26万人。人口26万人の市 と同じスケールで仕事ができる。



- ①人員配置(相談機関として2人以上の選任の相談員を置きたい)
- ②2万6千人の町なら年に1ケースあるかないかのケースが、センターを持つことで、その10倍のケースに出合うことに。経験値が高まる。
- ③市民後見人養成研修など効率的に実施できる。

2 継続性

市町村の弱みは、人事異動。尾張東部のように6市町で設置していると課 長級の3分の1が変わっても、合意事項、権利擁護の考え方が継続する。

3 競争と協働

実績がいつも比較されるので自分のところもしっかりやらなければという 思い。互いのノウハウも共有できる。また、課長級が年9回顔を合わせるこ とで、他の施策での協働につながる。(例:介護保険の指定、実地指導)



複数の自治体で取り組む場合のヒント

1 スケジュール感を持つこと

- 「いつまでに」を決めて逆算する。事業の予算化に時間がかかることに留意。
- 単独実施よりも合意形成に時間がかかる(早めに、部長、トップの了解)。
- 年度をまたがないで決めていく。「設立合意」→「基本合意」→「詳細合意」

2 最初から100%のものはできない

- やってみないと分からないことも多い。→検討に時間をかけすぎない。
- 基本業務から初めてステップアップする(尾張東部も今の姿になるのに7年)

3 構成自治体でモデルを共有する

• しかし、先行例を勉強し、将来どのような姿にしていくのか大枠のモデルを共有する必要がある。本当に機能するためには、ちっちゃく作りすぎてはいけません。モデルは、「手引き」や厚生労働省「成年後見制度利用促進」のサイトで学べる。

4 住民、専門職を味方に。

• ぜひ必要だと住民、専門職からも声があげてもらえるように。



尾張北部権利擁護支援センター

広域型成年後見センター等の設置の系譜

東濃成年後見センター(平成15年10月)

5市(多治見市、土岐市、瑞浪市、中津川市、恵那市 34万人)



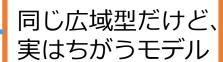
※多摩南部成年後見センターに視察に行かれたとか。

知多地域成年後見センター(平成20年4月)

5市5町(東海市、大府市、知多市、常滑市、半田市、東浦町、阿久比町、 武豊町、美浜町、南知多町 61万人)



尾張東部成年後見センター(平成23年10月) 5市1町(瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長 久手市、東郷町 47万人)





尾張北部権利擁護支援センター(平成30年4月) 2市2町(小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町 26万人)



尾張東部成年後見センター平成25年度から活動方針を転換

H 23 当 初

成年後見制度の利用が困難な低所得層の人のために 法人後見受任をしていく。



法人後見業務で手一杯となり、このままでは、丁寧な支援が困難になる。



活動方針を転換

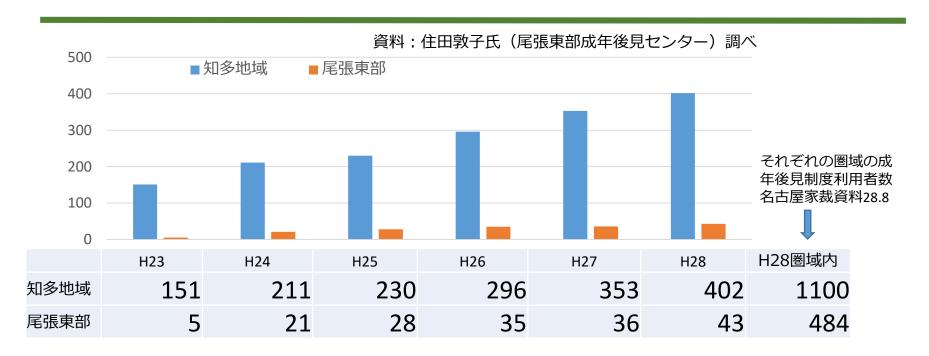
H 25 以降

成年後見制度の利用が必要な人に、 適切に制度利用につなげる

- 活動の中心は、支援を必要とする人の成年後見制度を利用した暮らしの枠組みを整えること。
- 2. 法人後見受任は、センターでなくては困難なケースに限定する。(受任にあたっては適正運営委員会の審査を受ける)



成年後見センターの受任件数と職員数(業務のボリューム感)



平成28年度職員数

	相談員数	支援員数	事務員	合計	
知多地域	9名	15名	5名	2 9名	積極受任型
尾張東部	6名	1.5名	1.5名	9名	◆ コーディネート型 自ら法人受任する場合は適正運営
					委員会の審査を受ける



尾張東部モデルの特徴

- ※このモデルの特徴の整理は、暫定的なものでありさらに検討が必要であると考えている。
- ① 複数市町の共同により一定の対象者規模の確保による 効果的な事業実施(専任体制、研修等事業)・新設N P O 法人
- ② 委託だけど、法人任せにならない仕組み。(適正運営 委員会等を通じた運営参加。権利擁護は、最終的に措 置権のある行政の関与が必要。)
- ③ 本人の暮らしのコーディネートを重視 (積極的権利擁護)
- 4 地域福祉力アップを目指す(市民後見人養成ほか研修 事業の積極的実施)



参考:尾張東部モデルの特徴

①広域·新設NPO

複数市町の共同設置により、一定の人口規模(予算規模)が確保でき、効率的・効果的な運営が可能になる。新設NPOによる責任実施体制。

- たとえば、尾張東部成年後見センターは、47万の市のスケールで事業展開できるし、尾張北部権利擁護支援センターは、26万の市のスケールで事業展開できる。
- 研修、講演会などのイベントが効率的に実施できる(市民後見人養成研修 などでは一定数の受講者を集めるためにはそれなりの人口規模が必要)。
- 一定規模を対象とすることで、小規模自治体では経験できないほど多様な ケースに出会うことで、経験値が高まる。
- 新設NPOなら、専任体制のため仕事がはっきりしていて「いいわけ」できない。権利擁護・成年後見の仕事が好きな人が人材として集まり、基本的に異動がない。
- 構成する市町にとって、対等感がある。(幹事市町も持ち回りにすれば他 人任せにならない。)
 - 融通が利きやすい=新規性・創造性・制度の狭間を埋めやすい

尾張北部権利擁護支援センター

参考:尾張東部モデルの特徴

②行政の運営参加

運営協議会(年3回)、適正運営委員会(年6回)など各市町の課長級が参加する会議を中心に行政が委託先法人に任せっきりにしない仕組み。

- 運営協議会は、委託内容や委託費用等の検討をする行政サイドの会議。
- 適正運営委員会は、弁護士をはじめ法律職、福祉職などが入る第三者委員会。適正運営委員会では、法人受任の要否の検討や困難事例に対応するため制度等の新設・運用の見直しの検討をする。
- 複数の自治体が話し合いながら事業運営をするので、事業の継続性を確保できる(担当者が異動になっても方針が変わったり、パフォーマンスが大きく落ちることはない)。
- 小規模自治体では経験できない数々の事案を専門職とともに検討することで、行政担当職員のスキルの向上につながっている。
- 他市町の実績比較、ノウハウの交換により、構成市町全体の権利擁護への意識が向上 する。
- 措置権者である市町の職員に権利擁護の考え方を理解してもらうことが大切。
- 尾張東部圏域内では、新しい連携(介護保険指定指導の広域連携)にもつながった。



参考: 尾張東部モデルの特徴 ③コーディネートを重視

「制度利用が必要な人に適切に制度利用につなげ、本人の暮らしのコーディネートすること」 (積極的権利擁護) を目的としている。

- 成年後見センターは、法人後見受任を目的に設置されることも多いが、尾 張東部成年後見センターでは、法人受任は、やむを得ない場合、法人後見 が真に望ましい場合にのみ受任する。(「法人後見受任ガイドライン」に 基づき適正運営委員会が審査する)
- 専門職協力者名簿登録制度(弁護士・司法書士のコーディネート)
- ・ 法人後見、専門職後見、市民後見のマッチング(受任候補者調整)
- 後見類型で受任したケースの半数が、本人の希望する在宅生活を継続

※積極的権利擁護とは(岩間伸之「西成後見の会ホームページ」http://www.nishinari-kouken.org/banner/advocacy.htmlから) 権利擁護とは、生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の 人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みを保障するものでなければならない。本人を保護したり庇護 することが権利擁護なのではなく、自分の置かれた環境を自らが変えていく主体者として本人を位置づけることを意味するも のである。



参考: 尾張東部モデルの特徴

④地域福祉の推進

行政、専門職、住民等がそれぞれが参画できる地域におけ る権利擁護システムの構築を目指して、研修会、市民後見 人の養成を推進している。

- (1)研修会の開催
- ①地域ニーズ発見のための研修会開催→自治会、老人会、民生委員等を対象
- ②制度につなぐための支援者のための研修会開催→ 行政、福祉関係者を対象
- ③成年後見制度周知啓発のための講演会 住民対象
- (2)市民後見人推進事業 地域における市民後見人活動における 枠組みの検討

市民後見人の養成、就任支援、活動支援、 フォローアップ













尾張北部権利擁護支援センターの 課題と展望

尾張東部モデルからの展開

1 受任候補者の確保

• 尾張北部圏域には、専門職が少ない。 (尾張東部は、名古屋市隣接のメリット あり)



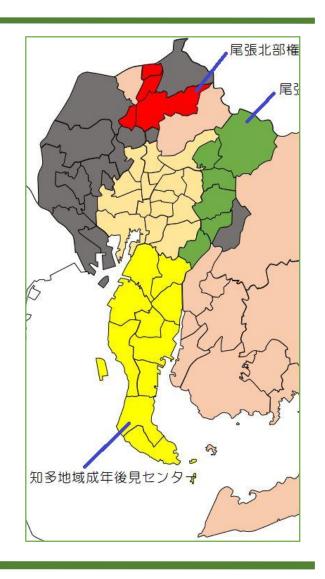
親族後見支援、法人後見実施法人の育成、市民後見人の養成

2 他の施策との連動

- 日常生活自立支援事業、日常の生活支援 事業。
- 任意後見制度の活用



市町社会福祉協議会との連携強化





参考資料

平成30年9月5日に、愛知県、三士会(弁護士会・司法書士会・社会福祉士会)による「成年後見制度利用促進会議」が開催されました。

以下は、第1分科会(センター未設置自治体対象)で使用した資料の抜粋で、尾張東部モデル(広域・新設NPO型)をつくるより実践的な内容です。

ご不明の点は、遠慮なくお問い合わせください。



「成年後見センターから始める」提案

- ・成年後見制度利用促進法に規定された市町村の 役割の多くは、「成年後見センター」を設置し、 その役割を委託することでできる。
- ・成年後見センターから始めて、少しずつ、中核 機関の機能を整えていく。
- 中核機関の役割は、委託法人だけでは、すべて を担うことは難しい。(特に「①司令塔機能」 = 行政の参画する仕組みが不可欠 = 運営協議会、 適正運営委員会の活用)



成年後見センターをどうつくるか

中核機関の役割も担える、実効性のあるセンターをつくるために必要な(おすすめする) 2つの要素

(2人以上の) 専門職相談員に よる専任体制



運営協議会や適正 運営委員会など、 行政が参画する仕 組み

相談窓口を休めないことや、単独でなく相談しながら進める必要があること。専任体制で、片手間にならないこと。

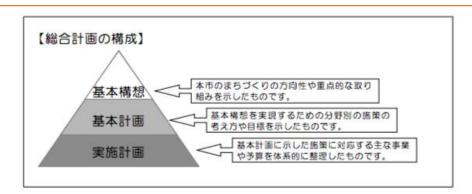
委託先まかせにしない。 権利擁護支援は、最終的には行政 が判断し動かなければ機能しな い。



センター設置のための予算化には時間がかかる

7月 新規事業の「実施計画」提出 (企画部門)

ヒアリング 審査



10月 新規事業の承認 予算要求



翌1月 市長査定



翌2月 議会上程

※新規事業は、7月の段階で企画部に事業内容等が説明できるレベルになっていないと1年先送りになる、とすれば、設置したい年度の2年前には、構想をまとめる必要がある。H33設置ならH31末には。



スケジュール感を持ちましょう。

平成33年度に、成年後見センターを設置する



平成32年7月 センター設置の実施計画をあげる



平成31年度中に、センターの概要が決まっている

32年度になってから検討していたら間に合わない。



平成30年度中に担当課長レベルで方向性※を検討

※単独設置か、広域設置か、社協委託かNPOかなど



最初に検討すること

- いつを目標に設置するのか。おおまかなスケ ジュールを立てる。
- ◆「やれる範囲でやっていく」では、新しいことはできない。<u>いつもゴールから考える。</u>いつまでに、○○する。そのためには、いつまでに○○しておかなければ、そのためには、いつまでに・・・
- モデルを決めよう。①広域か、単独か。②新設 NPOか、社協委託か。(機能を分けて、一部直営 とすることも考えられる)
- 「手引き」 (P.35~) を参照。
 - → モデルが決まったら、まねる (尾張東部モデルをおすすめする)



検討委員会を設置すること

①検討委員会をつくるメリット

- 資料を作る。一つ一つ、ステップを踏んで進め る。
- 定期開催すること(結論を得るまでのスケ ジュールから回数は逆算すること。)
- 節目、節目で部長までの方針確認(広域の場合 は必須)。決まったことも紙で残す。
- ②検討委員会のメンバーはどうするか
- NPO法人に委託 → 行政だけで可
- 社会福祉協議会に委託 → 行政+社協



検討委員会で検討すること

「実施計画」にあげられるだけの内容をまとめる

- ①必要性
- 成年後見制度を必要とする人たちの数
- ・ 法令上の役割
- ②実現可能性(モデルをまねて画を描く)
 - ・人員体制、設置場所、組織、委託内容・・・
- ③期待できる成果
 - ・先進自治体の話を聞く
 - ・市民後見人の話など



研究会の目標:センター設置の合意

	開催月	参加者	検討内容
第1回	平成21年10月	課長補佐級 係長級	○研究会での検討内容の確認○平成22年3月に方向性の確認をすることを確認
第2回	平成21年12月	課長補佐級 係長級	先進事例研究 知多地域成年後見センターの設置のキーパーソンだった東海市の市民福祉部次長を招き勉強会 〇平成19年3月に検討はじめ、平成20年4 月には事業開始(年度をまたがない) 〇知多地域での調整会議など途中経過の資料一式をいただく(調整の課題がわかる)
第3回	平成22年2月	課長級	知多地域成年後見センター視察 〇課長級の参加を求める
第4回	平成22年3月	部長・課長 級	各市町での検討結果の持ち寄り。 ○センターの共同設置で原則合意。 →設置調整会議の設置と平成23年度設立を目標とすることを確認。



調整会議:計画の具体化と財政部門の説得①

0	開催月	参加者	検討内容
第1回	平成22年4月	課長級 (高齢・ 障害福 祉)	○設置拠点数と設置場所→立ち上げの際のコストを下げるためまずは1か所(日進市)で。○業務の範囲→とりあえず知多と同じで○事業費の負担割合○地域包括支援センターとの役割の違いがわからないなどの意見
第2回	平成22年5月	課長級(同)	〇メンバーが入れ替わったので、あらためてセンターの役割と意義の確認〇知多地域後見センターの前センター長に講義を依頼〇事業費の負担割合
第3回	平成22年 6月	課長級 (同)	〇事業費の負担割合(固定費1割、人口比9割で内定)
第4回	平成22年 7月	課長級	○「尾張東部成年後見センター設立に向けた基本合意事項について」→文書で確認



基本合意事項-1

	項目	概要
1	目的	成年後見制度の利用相談、法人後見受任
2	業務内容	知多地域成年後見センターをモデル
3	事務所	日進市1か所とする
4	運営主体	NPO法人を新設する
5	職員体制	常勤専門職2名 非常勤事務職1名
6	委託費	運営経費全額とし概ね年200万円
7	負担割合	均等割1割 人口割9割
8	幹事市	当面日進市とする→持ち回り



基本合意事項-2

	項目	概要
9	運営協議会	上記内容を必要に応じ再検討する。その ために運営協議会(行政のみの会議)を 設置。(センター委託内容の見直し)
10	適正運営委 員会	運営の適正を確保するため、NPO内部 に適正運営委員会を設置する。
11	スケジュール	次のスケジュールを念頭に検討を進める。 平成23年 4月 協定書締結 平成23年 7月 法人設立 平成23年10月 委託契約 平成23年12月 市民向け業務開始
12	予算の確保	平成23年度予算で半年分を計上すること



調整会議:計画の具体化と財政部門の説得②

	開催月	参加者	検討内容
第7回	平成22年8月	課長級 (高齢・ 障害福 祉)	○確認事項と残された課題法人の理事構成、法人名称、職員募集、運営経費精査(予算査定対応)、協定書の案文の確定、委託契約書の確定、運営委員会の構成・運営方法、詳細スケジュール
第8回	平成22年10月		○各市町における内部調整(企画・財政・首長)の進捗状況 ○法人の理事について
第9回	平成22年11月	課長級 (同)	〇同上 (予算要求の山場)
第10回	平成23年 1月	課長級 (同)	○準備の進捗状況確認
	平成23年4月		「尾張東部成年後見センター運営にかかる協定 書」の締結



センターを共同設置する場合の検討事項

- 1. 設置主体の枠組み (共同設置)
- 2. 設置時期、スケジュール
- 3. 役割、機能(委託内容)
- 4. 運営主体
- 5. 設置場所
- 6. 配置人員
- 7. 予算
- 8. 負担割合



検討にあたって① 設置主体の枠組み-1

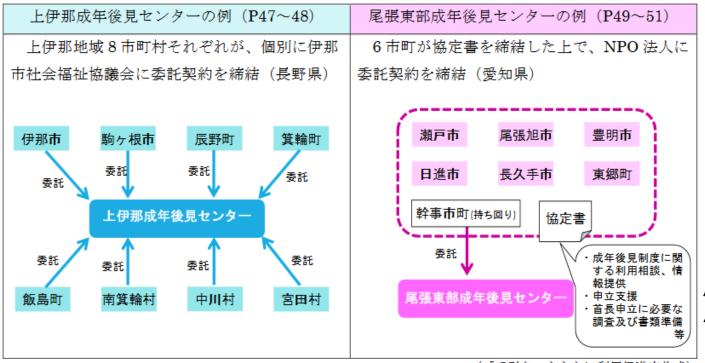
共同設置のメリット

- ① 人員体制の確保 センターを設置し困難ケース対応、周知啓発、人 材育成等実施するためには、常勤専任2名+非常勤 1名は必要。(人件費として1500万円欲しい)
- ② 事業の効率実施 講演会など普及啓発事業を持ち回り開催できる。 市民後見人養成事業等各市町単独では非効率。
- ③ 情報の共有、協議によるレベルアップ 運営協議会、適正運営委員会への参加等により権利擁護に係 る検討を重ねることで全体にレベルアップ



検討にあたって① 設置主体の枠組み-2

- ・共同設置の場合は、新規NPOがおすすめ
 - 共同設置の構成員のなかで、人口で抜けた市があればその市の社協にお願いすることも可能かも。



成年後見制度利用促進ニュースレター第6号から

(「手引き」をもとに利用促進室作成)



検討にあたって② 法人後見について-1

- 法人後見機能は、必要。
- 尾張東部成年後見センター・尾張北部権利擁護 支援センターでは、「法人受任ガイドライン」 を作って、法人受任の対象を限定している。
 - 頻回な訪問などの対応が必要
 - 支援の枠組みの構築が必要
 - など
- 逆に、法人でなくてはやりきれないケースがある、ということ。



検討にあたって② 法人後見について-2

法人後見のメリット

- 1. 頻回な対応が可能
- 2. 継続性 突然死亡するなどして成年後見人等が欠ける事態となる恐れがない
- 3. 柔軟性・即応性 人員が複数いるため、柔軟性、即応性がある。
- 4. 安定性
 チームで対応、ケース検討等
- 5. 分担・多職種連携が可能 相談員・支援員・事務員で効率的に分担。法律職・福祉職の連携も しやすい。



検討にあたって② 法人後見について-3

1 中立性の課題

- ・法人後見を実施している成年後見センターが中核機関となり受任調整機能を担 うことになった場合、中立性の課題が生じる。
- ・尾張東部成年後見センター・尾張北部権利擁護支援センターでは、「法人受任 ガイドライン」を作成し、適正運営委員会において審査し、センターでなくては ならない場合に限定して受任している。



→ コーディネート機能を中心とする成年後見センターとする

利益相反の課題

- ・成年後見人は、包括的な代理権をもっており、どの事業所の福祉サービスを利 用するかということも、包括的な代理権の中で決定することができる。その場合 に、自らの法人のサービス利用者に当該法人が後見人を受任することは利益相反 の問題が生じる。
- ・尾張東部成年後見センター・尾張北部権利擁護支援センターは、福祉サービス 等を実施しておらず、利益相反の課題は生じない。



社会福祉協議会の場合は、この課題をクリアする必要がある



検討にあたって③ 人員体制について

- スタート時点から、専任専門職2人+事務員1の体制 が望ましい。
- 兼務だと、新しい仕事、不慣れな仕事、大変な仕事ほど後回しになる。
- ・成年後見は、重い判断を求められる仕事であり、休み も必要なので、専任専門職2人体制が望ましい。
- 日常生活自立支援事業、困窮者支援事業とは親和性があるので、権利擁護センターとして事業にいれることも考えられる。
- 人材確保のために、早めに設置に向けた取組を公表で きるとよい。(社会福祉士にはこの事業に関心を持つ 人が案外います。)



検討にあたって④ 予算と負担割合

先行事例のまねをする(2000万円、固定10%、人口割90%)

	張北部権利擁 援センター管		例:尾張中部圏域		
市町	人口(人)	負担額 (千円)	市町	人口(八)	負担額 (千円)
小牧市	153,471	11,132	北名古屋市	85,251	9,784
岩倉市	47,949	3,822	清須市	67,538	7,890
大口町	23,725	2,144	豊山町	15,519	2,326
扶桑町	34,672	2,902			
2市2町計	259,817	20,000	2市1町	168,308	20,000



検討にあたって⑤ 成年後見センター設置の効果

尾張東部成年後見センターのことですが、

- 1. 市町職員の権利擁護意識が高まったこと
 - 数多くの研修会、適正運営委員会などの検討会を実施
- 2. 法律職との連携が容易になったこと
 - 成年後見制度が法制度であることから法律専門職と の連携は必須
 - 協力専門職登録制度
- 3. 地域の権利擁護支援が進んだこと
 - 市民後見人、事業者の資質向上、地域住民の啓発



市町村利用促進計画とどちらが先?

国通知に記されたく当面の取組>

- 1. 市町村における成年後見制度利用の二ーズ把握の方法の検討(認知症の方や障害者の数の見込み)
- 2. 地域の専門職との連携のあり方
 - ① 地域にどのような専門職がどのくらい存在するか
 - ② その専門職とどのように連携をとって「協議会」 を作っていくのか
 - ③ 家庭裁判所との連携はどのように図るのか、等

平成29年3月24日都道府県知事あて内閣府大臣官房成年後見制度利用促進担当室長通知から



1. と 2. ①は、すぐ検討したい。2. ②③は、センターがないとイメージしにくいのでは。



市町村利用促進計画はどうつくるか

時間的な制限もあるので平行して作業するのなら、センター設置後の見直しを前提として、現状の力量(センターが現実にない状況)にあわせて策定してはどうでしょうか。

たとえば、

- ・後見ニーズの把握(認知症の方や障害者の数の見込み)
- ・圏域内の専門職の把握
- ・成年後見センターをいつごろ、どう作るか
- ・当面の普及啓発をどうしていくか
- ・成年後見センターをどのように中核機関としていくのか



お問い合わせ先など

尾張北部権利擁護支援センター(山中)

電 話 0568-74-5888

ファックス 0568-74-5855

メール mail@owarihokubu-kenriyougo.net

ホームページ http://owarihokubu-kenriyougo.net

Facebook

https://www.facebook.com/owarihokubu.kenriyougo

